

東照宮と例幣使街道

影 法 師

慶長二十年夏大阪城落城と共に徳川氏天下統一の外部的
工作は茲に一段落を告げたが内部的にはまだ、安心が出

來なかつた加藤、福島、島津、伊達、等豊臣恩顧の諸大名
が有力なる存在として残つてゐる小名其の他も尠からぬ數
であつた。

如何にして彼等を統禦するか、問題である、その政策如
何によりては再び豊臣氏の轍をふまねばならぬ。

家康は稀代の武略家であり政治家でもあつた彼の政策は
功を奏し徳川三百年の泰平を築く礎を作つた。

諸大名を統禦する方法として彼には二大政策があつた。
その政策を子孫にまで實行せしめた、第一には諸侯の配
置により諸侯の勢力を滅殺すること、第二は大名の富を消

費せしめ軍用金を蓄積させぬ事、參勤交替、江戸城の修築、
東照宮の造營等は専ら第二の政策に役立つた。

家康死して朝廷より東照大権現の神號を諡せられた。
秀忠この遺鉢をつぎ土木を起し日光東照宮の造營を目論
見諸侯を手傳はしめた。

元和二年十一月いよく造營に着手し奉行には本多上野
介正純、之に山城宮内、本多藤四郎、日根野織部正、以下
數名の副奉行が付き、大工、中井大和正清、十一月に普請
初があつて翌三年三月に落成した。此の時の建物は本社、
本地堂、廻廊、御供所、御廐等である此の時に藤堂和泉守
高虎、榊原式部大輔忠次、淺野采女正正重、細川越中守忠
興、北條出羽守氏重、堀美作守視良、奥平十福(忠昌)、小

笠原左衛門政信、松平丹波守康長、水谷伊勢守勝隆等は那須衆即ち大田原、福原、大關、那須、伊平野の諸氏と共に工事の手傳を命ぜられた。

家康の遺骸は元和三年三月落成と共に久能山より日光に移された、其の後寛永年間家光の代にまたく大改替をなし空前の莫大なる費用を投じた。この東照宮が今日見る如く精巧華麗を極め「日光を見ぬ間は結構といふな」とうたはるゝに至つたのは此の寛永の大造替以後の事である、寛永十一年十一月に普請に着手し十三年四月に出来上つた。造營の奉行は秋元但馬守、副奉行島四郎左衛門三安、庄田小左衛門安照等である。この時造られた建物は、本社拜殿、平垣、唐門、護摩堂、神樂所、御輿堂、廻廊、陽明門、本地堂、鐘樓、鼓樓、燈籠堂、輪藏、水舎、寶藏、中神庫、東神庫、仁平門、雪隠、馬屋、御供所、御假殿、銅鳥居、奥院、神橋等で此の工事の大工は甲良豊後、漆工は塗師屋又五郎、同彌左衛門、同和泉、橋屋圓齋、與五兵衛、彫刻は積阿彌越前、松井彌平次、同彌八郎、森源十郎、同源三郎、桂阿

彌意休、饒屋彦太郎、同小左衛門、同三四郎、金具は鍛冶越前、同三太夫、同孫十郎、蒔繪屋甚六、五助、徳右衛門、惣五郎、彩色は狩野采女、同休伯、同主馬、同彌右衛門、同理右衛門、同内藏丞、同右京、内陣の佛畫は繪所了琢、金薄は箔屋太郎左衛門、紙屋彦右衛門、屋根は與惣兵衛、長兵衛、喜兵衛、徳左衛門、鑄物は椎名兵庫、石工は冬木太郎右衛門、坂本甚右衛門、山口宗左衛門等であつた。

此の費用實に小判五拾六萬八千兩(但内二千兩は臺分判)銀百貫目米千石によつた(東照宮史)其の後尙數度に亘つて修復された。この費用は諸侯から徴收したものと見ねばなるまい。東照宮參道には日光街道、奥州街道、例幣使街道と三筋あるが例幣使街道と云ふのは朝廷より例年奉幣使が下向されるのに此の道を使用した爲の名稱である元和三年即ち東照宮創建の時より毎年奉幣使の下向があつた。

その道筋は中山道より上州金ヶ野宿より分岐して玉村に達しそれより柴町、木崎町、太田町、八木宿、梁田町、天明犬伏、富田町、栃木町、合戰場、金崎町、楡木に出でそ

れより鹿沼、文挾、板橋、今市に達して日光街道に出で鉢石を經て日光に達す。

文化三年四月一日參議修理權太夫光實が幣使として京都を發出下向した時の「二荒山」紀行に

- 一日 守山泊 二日 醒井泊 三日 加納泊
- 四日 御嶽 五日 坂下泊 六日 須原泊
- 七日 奈良井泊 八日 下諏訪 九日 望月望
- 十日 坂元泊 十一日 玉村 十二日 佐野町
- 十三日 鹿沼 十四日 今市 十五日 日光僧坊泊
- 十六日 「けふみてくらおさむる朝とて束帶して出つかうまつる」とある。

さて前述の參道には合計一萬八千四百餘本の杉を以て並木を造つてゐるが、うち、例幣使街道は四千五百三十七本延長二里四間の並木がある道を挾んで鬱々たる有様は夏尙あつさを知らず深翠常に滴つて魂を塵埃の外に遊ばしめる「此等の杉は松平右衛門大夫正綱の寄進寛永三、四年の頃から二十餘年の歲月を費して植え付けたもので起點終點に

それ〴〵碑を立て、之を後世に傳えてゐるそのうち起點の石碑は神橋の傍に立つてゐる碑文は左の如くである。

「自下野國日光山菅橋至同國都賀郡小倉村同國河内郡大澤村同國同郡大桑村歷二十餘年植杉於道之左右竝山中拾餘里以奉寄進

東照宮

慶安元年戊子四月十七日

從四位下松平右衛門大夫正綱

奉幣使は元和二年に始めて下向になつたが其の恒例となつたのは正保二年十一月東照大權現に宮號を賜はつて東照宮となり其の翌三年からして毎年四月の大祭に恒例の奉幣使を下し給ふ事となつて茲に例幣使の名が出来た。註(一)

(註一)東照宮年史には慶應元年四月例幣使參向以後毎年例となりて、以て慶應三年に至るとあり。

例幣使の供連は何人位であつて且つ費用は何程であつたかと言ふに幕府は例幣使費用常備として山城國相樂郡に於て千石の地を宛てゝゐた收米一ヶ年三百三十石、一石を金

に換えると一兩計三百三十兩に計算されてゐた、供連の人数は詳ではない安永から享保年間の公用人馬の数は入足五十人、馬五百疋の定であつて、京都所司代の證文によりて沿道の参拜の間屋場では無償で是れが繼立てをして居た事が幕府の書留の内にあるからさしたる人数ではなかつたらしいと（江戸時代の交通文化、植畑雪湖著）

例幣使に關する挿話を掲げると（昭和三年十一月發行歴史地理第五十三卷参照並に江戸時代の交通文）

公卿が一度例幣使を勤むると、生涯安樂に暮らせる程の大金儲をしたと傳へられてゐます。勿論これは甚だしく誇張されてゐたと考へますが、然し五年や七年間の生活費を儲けて往つたのは事實のやうです。江戸時代の公卿は宰相の中將のと申しましても豪所の水の廻りは頗る濼りがちで、傘の骨を削り、カルタ貼りの内職をするといふ有様で經濟的には頗る恵まれなかつた。それですから例幣使（内容には激しい運動が行はれたといふ噂もある）を命ぜられましたも、これが供廻の家來もないと云ふ常態で例幣使が定まると

その公卿の許へ出入りしてゐる酒屋の主人、豆腐屋の親爺、又は大工だ左官だといふ連中が家來として關東へ連れて行つて呉れるなら冥加金として何十兩差上るといふ事で相談を纏め、忽ち酒屋や豆腐屋などが例幣使（参議の家來として双刀を挟み、肩で風を切つて押し出すといふ事です。例幣使は京都を出發する折には、禁裏から賜はつた金幣を唐櫃に納め、それに注連を張り廻し大切に

して仕度を整える。

眞偽のほどは分りませんが。松浦靜山の「甲子夜話」八十一卷に、靜山の女婿である。園宰相中將基茂が例幣使になり、日光からの歸途江戸へ立寄つた始末が詳記してありますが、それによると、例幣使は御供米（主上の召しあがり残した御飯を水で洗ひ、日に乾したものを）を八萬包（一包ごとに裏に十六葉の菊の御判が押ししてある）を用意するさうです。そしてそれを道中至るところにて御初穂料をとつて町人百姓に授與したものです。當時公卿といへば片田舎の土百姓などは活き神のやうに思つ

て、ゐて少しぐらゐ腹が痛いのなら、公卿が入浴した湯を飲めば癒るなど、言はれた程ですから、此の御供米包は藥劑になるとか禁厭になるとかいふて争ふて頂戴したそうです。金幣の納めてある唐櫃の下を潜ると癩瘡や麻疹が軽くすむとて、これもそれ、お初穂料を出して潜らせてもらつたものです。例幣使の宿泊所、中食所、休憩所は毎年ちやんと定まつてゐて、私の生れた(歴史地理 山本 郎氏) 梁田を中心として申しますれば、五里程隔つた玉村泊り太田で中食、梁田の次の川崎村の天満宮の社務所で休憩、二里程隔て、佐野町へ泊ることになつてゐた。此の泊りや休みの場所へ近郷近在の老若男女が拜觀に押しかける外に、子や孫をかゝへて金幣の下を潜るので大騒ぎ、そして是の初穂料が例幣使の所得となる。

かくて例幣使は順路日光に到り、前年に捧げた金幣と其年に持て來た金幣とを替え、祭儀をすまし、今度は日光街道を宇都宮に出て江戸に入り、こゝで日光から持つて來た金幣を細かく切り、奉書に包んで表に東照宮権現

御神體を記し、それを持つて二百有餘諸大名及び重立てる旗本等へ配りこゝでも亦初穂料を申受けた。家格に應じて夫々の額が定めてあつたといふ。

冥加金を出して俄家來になつたものゝ所得、是は又極めて露骨でもあり、大仕掛でもあつた。何月何日例幣使が御通りとなると、宿々では問屋場を設け(例幣使街道で 襟に問屋場を常設するの必 要がなかつたのであらふ) 宿役人が詰めて非常を警める、例の酒屋、豆腐屋から成る俄侍を駕籠で送らねばならぬ、自分の宿の人足では間に合はぬから、近所へ助郷人足の勤務を促し、問屋場では駕籠を揃へて待ち受けてゐる、すると例幣使の露拂が「下にく」の制止聲をかけて通る。次に「俄侍」が來て駕籠を立せといふ、ソレとばかり用意の駕籠に乗せ、宿を出はづれたかと思ふと、「侍は「談合」と云ひ出す、これは次の宿まで歩いて往くから、幾分かの錢を出して相談せよと言ふ意なのである、最初の内は「待」の底意が分らなかつたから。人足の方ではそれに及びません。次の宿まで昇いで参りますと、

此の「談合」に應じなかつた。さうすると、侍はわざと自分が駕籠から、ころがり出で「禁裏の御家來を駕籠から落すとは怪しからぬ、手討にするからそれへ直れ」と忽ち刀へ手をかけて脅しつける、これを詫びるには若干の金を握らせなければならぬ、稀には金がないと、人足の腰に提げてゐる貰入で示談となることがある。更にあつかましいのになると、又問屋に戻つて來て二度も三度も此の手で談合料を貰つたものさへあつた。それであるから宿々の本人足も近郷の助人足も、多少の金を用意して出掛けたさうです。」云々

徳川氏は最も巧妙なる方法を以て封建を成熟せしめた周密なる中央集權により各大名の妻子は生質として江戸に置くことを餘儀なくされ然かも自身は參勤交替により江戸に常住することが出來なかつた。又諸侯の健全なる財政を極端に恐れ幕府は不時に課役課金を命ずる一方諸侯の心理を巧に捉へ各々をして暗黙の裡に争鬪せしめ幕府に對しては

恰も忠實なる犬の如くならしめた。

家光二代秀忠の後を承けて將軍執職の宣言を諸侯を集めて爲した。時に曰く

東照宮の天下を統一するや諸君の力を待つ多し故に先將軍の東照宮の後を承するや、諸君を待つに賓客の禮を以てす。此れ勢の然らざるを得ざりしなり。今や余にとつては即ち同じからず、生れながらにして天下の主たり、また先將軍の例によりて諸君を待つ能はず、今より君臣の儀を以て諸君を偶々國家の秩序を正さざるべからず。

若し或は之に堪えずして天下を望むものあらば請ふ軍陣の間に天下を授受せん、諸君國に就く三年能く之を思ふべし」と、諸侯黙々として答ふるものなし獨り伊達政宗進んで曰く「當今の天下唯が徳川氏の恩に浴せざる者ぞ若し異圖あらば政宗先鋒となりて之を撃たん」と、諸侯皆善しと稱す(竹越與三郎著 二千五百年史)

此によりても其の一半を窺知する事が出來よう。

一度幕府の土木事業傳るや諸侯相競ふて黄金、勞力或は

其の他の物資を寄進した。まこと徳川氏は其の政策により
財政に於て牽制し感情對立せしめて勢力を牽制し一石二鳥
の功果を収めた。

東照宮造營は此の中の最も重要な役割をなすもので幕
政に對する社會の耳目を此處に外らしめまた一方幕府實力

の偉大さを示した。

しかれどもあまりに自己勢力の普及に苦心し朝廷をさへ
其の手段に使用ししかもあまりに顧みなかつた結局は其處
に知らずくの中に没落の道を踏んで居つた事は氣が付か
なかつたであらう。

のぞき見た或雜誌の編輯手帳

門 外 漢

「此の土手にのぼるべからず警視廳」と風雅な制止札を視ると
のぼつてみたい氣持になる、見てはいけなと言はるゝと何ん

だかのぞいて見たい氣分になる、或日の朝、彼氏が外出の際に
其卓上に忘れ置いた或雜誌の編輯手帳をのぞいて見た、別に珍
らしい殊種や尊重すべき記事のあるべき筈がない、無味乾燥な
雜誌の事なれば敢て興味を以てなく單に好奇心を以て覗いたま
でのことである、故に其の記録の中から比較的面白いと云ふ題
ものを抜萃して紹介する。

請負業者の冤罪の辯

土木疑獄が走馬燈の如く次から次へと展開されて收賄者
側には相當の高位高官者又は名譽者を含んで居るが贈賄者
側は請負業者の多數があることは勿論である、昔時大實業
家大氏が其土木疑獄事件で檢事の訊問を受けた際「業者
としては少しでも経費を減少せんと欲するのに何を苦んで